特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

墨田区長

公表日

令和5年6月26日

[平成31年1月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）及びその他関係法令に基づき、児童手当又は特例給付の認定及び支給に関する事務を行う。 上記法令及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給資格及び手当額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②手当額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③未払いの児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④法第21条第1項若しくは第2項の費用の支払の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 ⑤法第26条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑥法第28条の資料の提供等の求めに関する事務 ⑦父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑧情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の照会及び提供 ⑨マイナポータルのサービス検索・電子申請機能による申請・届出に関する事務
③システムの名称	1　児童手当システム 2　団体内統合宛名システム 3　中間サーバー
2．特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル	
3．個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)　第9条第1項　別表第1の56の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第44条
4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①番号法第19条第8号　別表第2 （情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項 （26、30、87、106の項） （情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務の内容）に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項 （74、75の項） ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠） 第19条、第44条、第53条 ※番号法第19条第8号　別表第2　30の項に係る条項は未制定 （情報照会の根拠） 第40条、第40条の2

5．評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども･子育て支援部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6．他の評価実施機関

7．特定個人情報の開示･訂正･利用停止請求	
請求先	墨田区子ども･子育て支援部子育て支援課児童手当･医療助成係 〒130-8640　東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話：03-5608-6160

8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	墨田区子ども･子育て支援部子育て支援課児童手当･医療助成係 〒130-8640　東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話：03-5608-6160

II　しきい値判断項目

1．対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年5月30日 時点	

2．取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年5月30日 時点	

3．重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

III　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1．提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　基礎項目評価書　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3．特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6．情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）	[　] 接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7．特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8．監査		
実施の有無	[〇] 自己点検　[〇] 内部監査	[　] 外部監査
9．従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月4日	②事務の概要		【追加】⑤マイナポータルのサービス検索・電子申請機能による申請・届出に関する事務	事後	
平成30年6月4日	3．個人番号の利用 法令上の根拠		【追加】②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第44条	事後	
平成30年6月5日	4・情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二の26の項及び87の項	①番号法第19条第7号　別表第2 （情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項 （26、30、87、106の項） （情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務の内容）に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項 （74、75の項） ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠） 第19条、第44条、第53条 ※番号法第19条第7号　別表第二　30の項に係る条項は未制定 （情報照会の根拠） 第40条、第40条の2	事後	
令和1年6月18日	対象人数　いつの時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月18日	取扱者数　いつの時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月18日	Ⅳ　リスク対策	-	項目追加	事後	様式変更による。
令和1年12月13日	Ⅱしきい値判断項目　3．重大事故	2)発生なし	1)発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	Ⅲ　しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	Ⅳ　リスク対策 1．提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	Ⅳ　リスク対策 8，監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和1年12月13日	表紙　評価書名	児童手当の支給に関する事務	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務	事後	
令和1年12月13日	Ⅰ　関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　①事務の名称	児童手当の支給に関する事務	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月13日	Ⅰ　関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	児童手当受給者ファイルは、次の事務に使用している。 ①手当の支給資格確認（所得要件・在住要件等） ②認定時の支給額決定及び通知 ③毎年の現況届の審査及び認定、通知 ④転出、転入等による世帯情報の変更及び資格喪失等の確認 ⑤マイナポータルのサービス検索・電子申請機能による申請・届出に関する事務	児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）及びその他関係法令に基づき、児童手当又は特例給付の認定及び支給に関する事務を行う。 上記法令及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給資格及び手当額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②手当額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③未払いの児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④法第21条第1項若しくは第2項の費用の支払の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 ⑤法第26条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑥法第28条の資料の提供等の求めに関する事務 ⑦父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑧情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の照会及び提供 ⑨マイナポータルのサービス検索・電子申請機能による申請・届出に関する事務	事後	
令和1年12月13日	Ⅰ　関連情報　3．個人番号の利用　法令上の根拠	①番号法第9条第1項　別表第一の56の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第44条	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)　第9条第1項　別表第一の56の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第44条		
令和1年12月13日	Ⅰ　関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	①番号法第19条第7号　別表第二 （情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含 まれる項 （26、30、87の項） （情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務の内容）に「児童手当法による児童手当 又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項 （74、75の項） ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） （情報提供の根拠） 第19条、第44条 ※番号法第19条第7号　別表第二　30の項に係る条項は未制定 （情報照会の根拠） 第40条	①番号法第19条第7号　別表第二 （情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含 まれる項 （26、30、87、106の項） （情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務の内容）に「児童手当法による児童手当 又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項 （74、75の項） ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） （情報提供の根拠） 第19条、第44条、第53条 ※番号法第19条第7号　別表第2　30の項に係る条項は未制定 （情報照会の根拠） 第40条、第40条の2	事後	
令和1年12月13日	Ⅰ　関連情報　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640　東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話：03-5608-6241	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課児童手当・医療助成係 〒130-8640　東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話：03-5608-6160	事後	
令和2年6月11日	Ⅱ　しきい値判断項目－3．重大事故	1)発生あり	2）発生なし	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月11日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	墨田区は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	墨田区は、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和2年6月11日	III　しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和2年6月11日	IV　リスク対策 1．提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和2年6月11日	対象人数　いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年6月11日	取扱者数　いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年6月10日	対象人数　いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年6月10日	取扱者数　いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和4年6月16日	対象人数　いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年5月26日時点	事後	
令和4年6月16日	取扱者数　いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年5月26日時点	事後	
令和4年6月16日	4・情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①番号法第19条第7号　別表第2 （情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項 （26、30、87、106の項） （情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務の内容）に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項 （74、75の項） ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠） 第19条、第44条、第53条 ※番号法第19条第7号　別表第2　30の項に係る条項は未制定 （情報照会の根拠） 第40条、第40条の2	①番号法第19条第8号　別表第2 （情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項 （26、30、87、106の項） （情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務の内容）に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項 （74、75の項） ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠） 第19条、第44条、第53条 ※番号法第19条第8号　別表第2　30の項に係る条項は未制定 （情報照会の根拠） 第40条、第40条の2	事後	
令和5年6月26日	対象人数　いつの時点の計数か	令和4年5月26日時点	令和5年5月30日時点	事後	
令和5年6月26日	取扱者数　いつの時点の計数か	令和4年5月26日時点	令和5年5月30日時点	事後	